

令和6年能登半島地震により被災された世帯対象

生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付のご案内

貸付対象者	令和6年能登半島地震より被災し、広島県に避難した者(世帯) ※ただし、次の要件を満たすこと ① 特例貸付の対象となる地域 から広島県に避難していること （※避難前に本貸付を既に受けている場合は対象外） ②当分の間（1か月程度以上）広島県に居住する予定であること ③継続的に連絡がとれること
貸付限度額	原則、一世帯につき一回限り10万円 ただし、次に該当する場合は 20万円 ①世帯員の中に死亡者がいるとき ②世帯員に要介護者がいるとき ③世帯員が4人以上いるとき ④前各号に掲げるもののほか、重傷者・妊産婦・学齢児童がいる世帯等で特に社会福祉協議会会長が認めるとき ※本資金の貸付は、10万円単位とする。
据置期間	貸付けの日から 1年以内
償還(返済)期間	据置期間経過後 2年以内
連帯保証人	<u>不 要</u>
貸付利子	<u>無利子</u>
延滞利子	償還期限を過ぎると、元金残高に対して年 3%
貸付金の交付方法	借入申込者が指定する 本人名義の金融機関口座 に送金します。
申請に必要な書類等	○借入申込者の氏名・住所・生年月日が確認できるもの （運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、住民票 等） ○借入申込者本人名義の預金通帳またはキャッシュカード ※必要に応じて、追加の書類を求める場合があります。
相談・申請窓口	<u>広島県内の避難先住所地の市町社会福祉協議会</u> （※裏面参照）
受付開始日	令和6年1月25日（木）
相談・申込受付時間	午前9時～午後4時（土日祝日は除く）

◆実施主体◆

（社福）広島県社会福祉協議会 生活支援課
〒732-0816 広島市南区比治山本町 12-2
TEL：082-254-3413



広島県内の社会福祉協議会一覧

<令和6年能登半島地震 特例貸付に関する相談・申込先>

避難先市区町名	社会福祉協議会名	電話番号
広島市中区	広島市社会福祉協議会 中区事務所	082-249-3114
広島市東区	広島市社会福祉協議会 東区事務所	082-263-8443
広島市南区	広島市社会福祉協議会 南区事務所	082-251-0525
広島市西区	広島市社会福祉協議会 西区事務所	082-294-0104
広島市安佐南区	広島市社会福祉協議会 安佐南区事務所	082-831-5011
広島市安佐北区	広島市社会福祉協議会 安佐北区事務所	082-814-0811
広島市安芸区	広島市社会福祉協議会 安芸区事務所	082-821-2501
広島市佐伯区	広島市社会福祉協議会 佐伯区事務所	082-921-3113
呉市	呉市社会福祉協議会	0823-69-3323
竹原市	竹原市社会福祉協議会	0846-22-5131
三原市	三原市社会福祉協議会	0848-63-0570
尾道市	尾道市社会福祉協議会	0848-21-0322
福山市	福山市社会福祉協議会	084-928-1348
府中市	府中市社会福祉協議会	0847-47-1294
三次市	三次市社会福祉協議会	0824-63-3340
庄原市	庄原市社会福祉協議会	0824-75-0345
大竹市	大竹市社会福祉協議会	0827-52-2211
東広島市	東広島市社会福祉協議会	082-420-0410
廿日市市	廿日市市社会福祉協議会	0829-20-4080
安芸高田市	安芸高田市社会福祉協議会	0826-47-1131
江田島市	江田島市社会福祉協議会	0823-27-7770
府中町	府中町社会福祉協議会	082-285-7278
海田町	海田町社会福祉協議会	082-820-0294
熊野町	熊野町社会福祉協議会	082-855-2855
坂町	坂町社会福祉協議会	082-885-2611
安芸太田町	安芸太田町社会福祉協議会	0826-32-2226
北広島町	北広島町社会福祉協議会	0826-82-2680
大崎上島町	大崎上島町社会福祉協議会	0846-62-1718
世羅町	世羅町社会福祉協議会	0847-22-3162
神石高原町	神石高原町社会福祉協議会	0847-85-2330

※広島市では、避難先の区の社会福祉協議会が相談窓口となります。